

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター
指定管理者候補者選定委員会
審査結果報告書

令和3年8月31日

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの指定管理者候補者の選定を行うために設置され、令和3年6月28日の第1回委員会を初回とし、その後2回の委員会にわたって審査を重ねてきました。その結果をとりまとめましたので、ここに報告いたします。

本選定委員会の5名の委員は、「多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会設置要綱」（以下、設置要綱と言う。）第1条に規定する「多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公平かつ公正な審査を心がけてきました。

この審査結果が、多摩市にて進められる指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続きにおいて、十分に活かされることを期待します。

令和3年8月31日

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会

委員長 関根 正敏

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会

審査結果報告書

目次

1. 審査経過について	1
2. 審査対象団体について	2
3. 審査結果について	2
4. 委員会意見	3

【添付資料】

- 資料 1 多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会設置要綱
- 資料 2 多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 3 多摩市立温水プール・総合福祉センター指定管理者候補者選定 評価表

1 審査経過について

回数	日時 場所	会議内容
第1回	令和3年6月28日(月) 10時～12時 多摩市役所 301会議室	(1) 委嘱状の交付 (2) 委員及び職員の紹介 (3) 委員会設置要綱の確認 (4) 委員長及び副委員長の選出 (5) 施設紹介 (6) 募集要項について (7) 管理基準について (8) 審査方法について (9) 委員会のスケジュール
第2回	令和3年8月12日(木) 9時～12時 多摩市役所 西会議室	(1) 応募状況・事前審査結果について (2) プレゼンテーションの進め方について (3) プレゼンテーション及びヒアリング (4) 仮評価表記入・委員意見交換 (5) 評価表修正記入
第3回	令和3年8月19日(木) 10時～12時 多摩市役所 301会議室	(1) 評価修正結果に関する意見交換 (2) 報告書(案)の確認

2 審査対象団体について

本選定委員会は、設置要綱第1条に基づき設置された審査会での、応募団体の事前審査の結果について多摩市から報告を受け、以下の1団体を審査の対象としました。

なお、候補者募集に際して市が実施した現地説明会（令和3年7月9日）に4社が参加し、応募の申請をした団体は以下の1団体であるとの報告を受けました。

団体名称	二幸産業・NSPグループ	
代表団体	名称	二幸産業株式会社
	代表者氏名	代表取締役 小河原 豊
	所在地	東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル36階
構成団体	名称	株式会社日本水泳振興会
	代表者氏名	代表取締役社長 坂元 要
	所在地	東京都中野区東中野3-18-12

3 審査結果について

審査は、団体からの提出書類による書類審査、並びに第2回選定委員会（令和3年8月12日）において実施した団体からのプレゼンテーション（30分）及びヒアリング（20分）の方法により、「評価表」に基づき実施しました。

評点の集計結果は以下のとおりです。

※満点：300点×5委員＝1500点

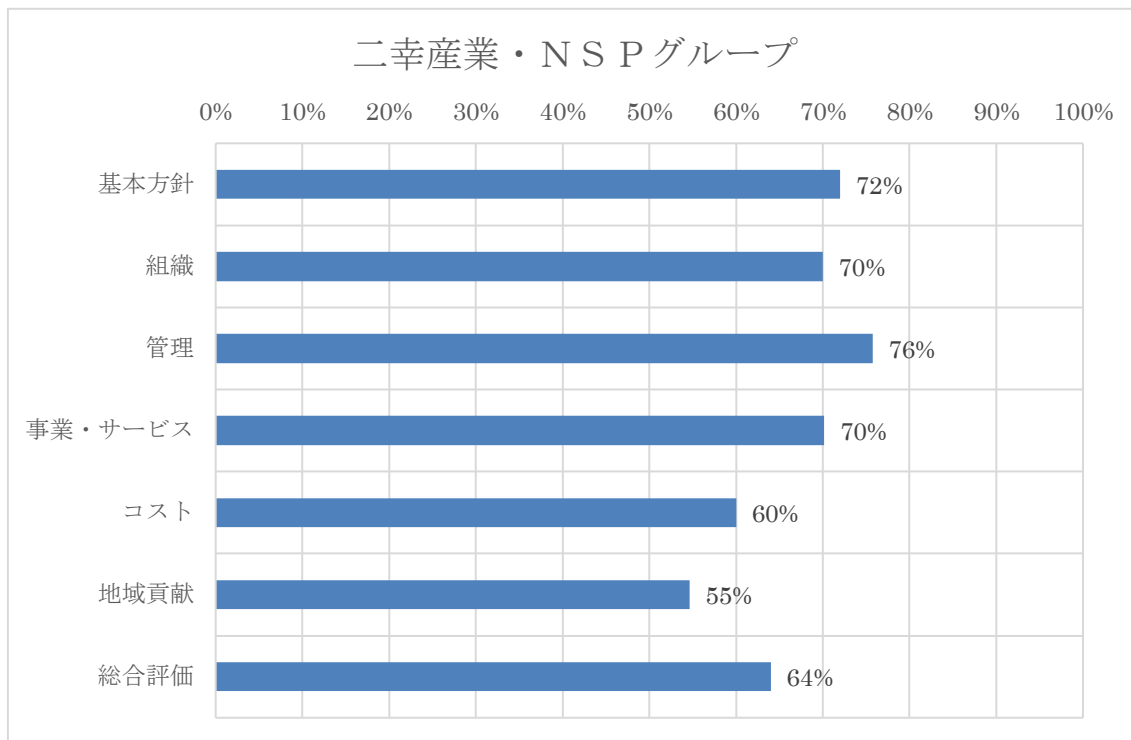
【評点集計結果】

	評点合計
二幸産業・NSPグループ	1025点

【委員別評点集計】

団体名	評点合計 (1500点満点)	評点内訳（300点満点）				
		委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤
二幸産業・NSPグループ	1025点	201点	211点	203点	214点	196点

【評価区分別得点割合】



4 委員会意見

(1) 評価の視点

評価にあたっては、各委員が専門分野やこれまでの経験等に基づき、様々な視点から意見を述べ、評価項目となっている基本方針、組織、管理、事業・サービス、コスト、地域貢献、総合評価（全体的なバランス等に関する評価項目）について、提案書及びプレゼンテーションをもとに評価を行いました。

この評価を踏まえ、本委員会では指定管理者候補者となる団体を選定しました。

(2) 意見

多摩市立温水プールは、市民の体力向上と健康の増進を図ることを目的に設置された施設であり、室内温水プール、トレーニングルーム、ミニスポーツホール、レストランなどで構成されています。多摩市総合福祉センターは、市民の福祉活動を推進、援助し、地域社会の福祉増進を図ることを目的に設置され、老人福祉センター事業、障害者福祉センター事業を実施するほか、同事業で使用しない日は会議室、ホール等の施設を一般貸し出しする施設です。老人福祉センターは、総合福祉センター内に設置され、寿大学（趣味、生きがい、文化教養講座、体操教室（健康体操））などを行うほか、多摩市老人クラブ連合会の支援、入浴施設を含む老人福祉センター利用者の対応業務を行っています。

これら異なる機能と目的を持つ施設である多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの管理運営を行う指定管理者には、両施設について適切に維持管理を行い、利用者の安全安心に配慮し、市民の健康増進と福祉増進に資する施設運営を行うことが求められます。

本委員会にて提案内容及びプレゼンテーションに対する審査を行ったところ、各委員の評価は概ね良好でありました。（評価の詳細は、添付資料3「多摩市立温水プール・総合福祉センター指定管理者候補者選定 評価表」を参照のこと）

具体的には、以下の点が良好と評価しました。

【組織】

- ・同種の施設管理運営業務の実績について、十分にあると考えられる。

【管理】

- ・現在の温水プールの運営状況では、安全管理上必要な監視員が適切に配置されており、今回提案でも継続して安全安心にプールが利用できる人員計画となっている。

【事業・サービス】

- ・事業方針について、地域特性を把握し、高齢者へのフレイル対策に加え、地域に多い子育て世帯をターゲットにする方針は適切。

しかしながら、応募団体が1団体であったことから、提案内容の比較優位性を検討することは困難でした。

本委員会は、市に対し、以下の点について、応募団体に補足説明を求めるとともに、指定管理者に決定した後はモニタリングを求めます。

【基本方針】

- ・第三者評価機関の評価結果で評価が低かった「ユニバーサルサービスの推進」、「個人情報保護の推進」等の項目について、理由と改善策。
- ・過去の指定管理期間において地域連携が弱かったという点に関する原因分析と今後の改善方針（市内事業者、自治会等地域との連携推進）。

【管理】

- ・災害時のマニュアル及び体制の整備更新（夜間対応マニュアル、夜間発災時の職員呼集体制含む）
- ・労働関係法令の遵守状況の説明。また、令和3年改正個人情報保護法への対応。

【事業・サービス】

- ・公平な施設利用という点で、既存利用者への対応もさることながら、施設をまだ利用したことが無い人へのアプローチ策。
- ・事業方針について、子育て世帯へのアプローチの視点だけでなく、いかにリピーターにしていくかという視点。

【コスト】

- ・事業計画書におけるコスト計算に厳密さが欠ける部分が見られる。例えば人件費が各年度とも一定だが、定期昇給など加味しているか。

【総合評価】

- ・K P I について、過去の目標値とその達成状況を明確化する。

今後、指定管理者候補者団体においては、提案内容を着実に実行し達成するとともに、多摩市という地域と一体的となって、市民の財産である多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの管理運営を行い、多くの市民が健康で幸せを感じる事の出来るまちづくりに寄与されることを期待して、本委員会の意見といたします。

添付資料

- 資料 1 多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会設置要綱

○多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会設置要綱

令和2年5月20日多摩市告示第262号

改正

令和2年8月25日多摩市告示第377号

令和3年6月2日多摩市告示第281号

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年多摩市規則第61号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センターの指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、規則第7条の規定に基づき、次に掲げる施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査を合格した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 多摩市立温水プール
- (2) 多摩市総合福祉センター

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）5人以内をもって構成する。

- (1) 前条各号に掲げる施設の管理運営に関し専門的知識を有する者 3人以内
- (2) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。
- 3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市

条例第53号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会の審査方法等に関すること。
- (2) 応募団体の事前審査に関すること。
- (3) 予定候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者(以下「審査会委員」という。)をもって構成する。

- (1) オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長
- (2) くらしと文化部スポーツ振興課長
- (3) 健康福祉部長
- (4) 健康福祉部福祉総務課長
- (5) 健康福祉部高齢支援課長

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会の会議は、会長が主宰する。

3 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年多摩市告示第377号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年多摩市告示第281号)

この要綱は、公示の日から施行する。

添付資料

資料 2 多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会委員名簿

多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者
選定委員会委員名簿

※区分内50音順、敬称略

	区分	役職	氏名	備考
1	施設の管理運営に関する 専門的知識を有する者	副委員長	いけうら さとし 池 浦 慧	弁護士
2			えびな めぐみ 蝦 名 潤	税理士
3		委員長	せきね まさとし 関 根 正 敏	大学准教授
4	公募による市民		かわもと ひろはる 河 本 博 治	利用施設 (総合福祉センター)
5			まつざわ ともこ 松 澤 朋 子	利用施設 (温水プール)

添付資料

資料 3 多摩市立温水プール・総合福祉センター指定管理者候補者選定 評価表

多摩市立温水プール・総合福祉センター指定管理者候補者選定 評価表

団体	二幸産業・NSPグループ
----	--------------

評価区分	No.	評価項目	配点	区分別点数	項目別点数
基本方針	1	管理運営方針が施設の設置目的に合致したものとされているか。 ・施設の設置目的である体力の向上と健康の増進を図ることが盛り込まれているか ・公の施設を運営するに相応しい方針であるか	75点	54点	54点
	2	施設全体の管理運営を行うための職員体制、勤務ローテーション体制、研修体制が整っているか。 ・運営管理をするに適切な組織体制・勤務ローテーション体制になっているか ・組織としての責任体制、現場との連絡体制が確立されているか ・技術や能力向上の研修が計画されているか	300点	210点	54点
組織	3	地域の人材・障がい者及び高齢者など広く雇用の機会に配慮しているか。 ・地元雇用の具体的提案があるか ・障がい者・高齢者の雇用機会が確保されているか			45点
	4	経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。 ・団体の経営状況が安定しているか ・多額の借入金又は投機的支出はないか ・団体の規模などから安定した管理運営が期待できるか			54点
管理	5	温水プール・総合福祉センターと同種の施設管理運営業務の実績があるか。 ・温水プール、総合福祉センターの運営業務の実績があるか ・各種事業における一般開放・教室系の実績はあるか			
	6	事業運営に必要な知識と資格を持った人材が確保され、無理のない勤務ローテーションにより安全かつ質の高いサービスが提供できるか。 ・資格と経験をもった人材が確保され適材適所に配置されているか ・現実的で無理がなく利用者に不都合のないローテーションが組まれているか ・休日や繁忙期を考慮し臨機応変に人員配置を行える体制か	400点	303点	63点
施設管理の安全・安定性	7	日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。 ・施設、設備を理解し年間維持管理計画等が立てられ安定的に維持管理できるか ・保守点検、再委託業務等について計画や履行確認方法が適切か ・機械設備の保守点検回数等について適切な計画が立てられているか			60点
	8	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策が行えるか。 ・本施設内外の環境衛生について有資格者による十分な管理が可能か ・清掃の実施回数等は施設的美観・衛生を保つのに十分か ・省エネルギーに対する具体的対策はあるか			36点
危機管理	9	事故・緊急時等の対応が考えられているか。 ・緊急事態を想定したマニュアルが作成されているか ・緊急時を想定した訓練計画は具体的か ・体制は適切で十分か			36点
	10	地震などの災害、感染症への対応・対策が講じられているか。 ・地震等の災害発生時のマニュアルを備えているか。 ・施設利用者の感染症罹患が判明した場合のマニュアルを備えているか。 ・職員またはその同居家族の感染症罹患が判明した場合のマニュアルを備えているか。			51点
コンプライアンス	11	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。 ・法令遵守等に対して積極的で対応や誠実な姿勢があるか ・適切なルール（規定）により確実な情報保護がされているか ・積極的かつ妥当な情報公開の考え方及びルールが確立されているか			38点
公平な施設利用	12	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。 ・障がい者や高齢者等に配慮し公平な利用が図られる運営体制になっているか ・特定の団体や、スポーツ種目に偏りがなく公平な貸出を行う工夫がされているか			19点
事業・サービス	13	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。 ・継続した施設活用による健康増進及びスポーツ活動支援策が提案されているか ・設置目的に即した具体的かつ現実的な事業体系が構築されているか ・健康推進について関連団体との連携はあるか。	275点	193点	54点
	14	利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。 ・各種苦情について苦情対応の責任者を設置し適切に対応する体制があるか ・サービス向上、満足度向上の具体策が講じられているか ・利用者の意見要望を集めるシステム（マニュアル）があるか			51点
	15	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。 ・施設目的を逸脱しない範囲で具体的な利用者増加策が提案されているか ・本施設の特性を活かした施設活用、稼働率向上策が提案されているか			54点
	16	教室系事業と一般利用のバランスは妥当か。また、事業の対象者について偏りがいないか。 ・基本的に一般利用施設である本施設の目的を踏まえ事業バランスはどうか ・従来の利用者に十分に配慮した提案内容になっているか			34点
コスト	17	現実的な経費の積算を行っているか。 ・収支予算の積算が実情を把握したうえで的確に算定されたものか ・不自然なダンピング等がないか	225点	135点	45点
	18	サービスを維持しつつ経費を削減する具体的提案があるか。 ・経費削減の具体的かつ現実的な提案があるか ・経費削減策が安全性確保等の、サービスを低下させる結果になっていないか			45点
	19	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。 ・自主事業など、市のコストを増やさず市民の満足度向上につながるサービス提案があるか ・具体的な自主財源確保策が提案されておりコスト削減に寄与しているか			45点
地域貢献	20	市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか。 ・市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか ・委託先や物品購入等にたいして市内事業者に考慮しているか	150点	82点	39点
	21	事業所または営業所等が市内にあるか。又は、構成団体のいずれかが市内事業者であるか。 ・グループ団体に市内事業者がいるか			11点
	22	自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。 ・自治体と協働で行う災害対応や防災活動の実績があるか ・ボランティアや社会貢献活動の実績があるか			32点
総合評価	23	評価項目に無いその他の優れている点や全体のバランスを評価する。 ・評価項目にない特徴的なメリットがあるか ・総合力として信頼がおけるか	75点	48点	48点
合計			1500点	1025点	1025点